

一般財団法人高知県教職員互助会について

高知県教職員互助会は、高知県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定を図ることを目的とし、会員に対して医療給付等を行っている団体です。

現職の教職員に対して給付を行う一般互助部と、退職した教職員に対して給付を行う退職互助部があります。

1. 互助会の概要

一般互助部 とは？

- 採用と同時に加入[※]し、退職まで様々な給付を受けていただきます。
※加入の機会については2ページの「3. 加入の機会」をご覧ください。
- 掛金は毎月の給与から控除します。

退職互助部 とは？

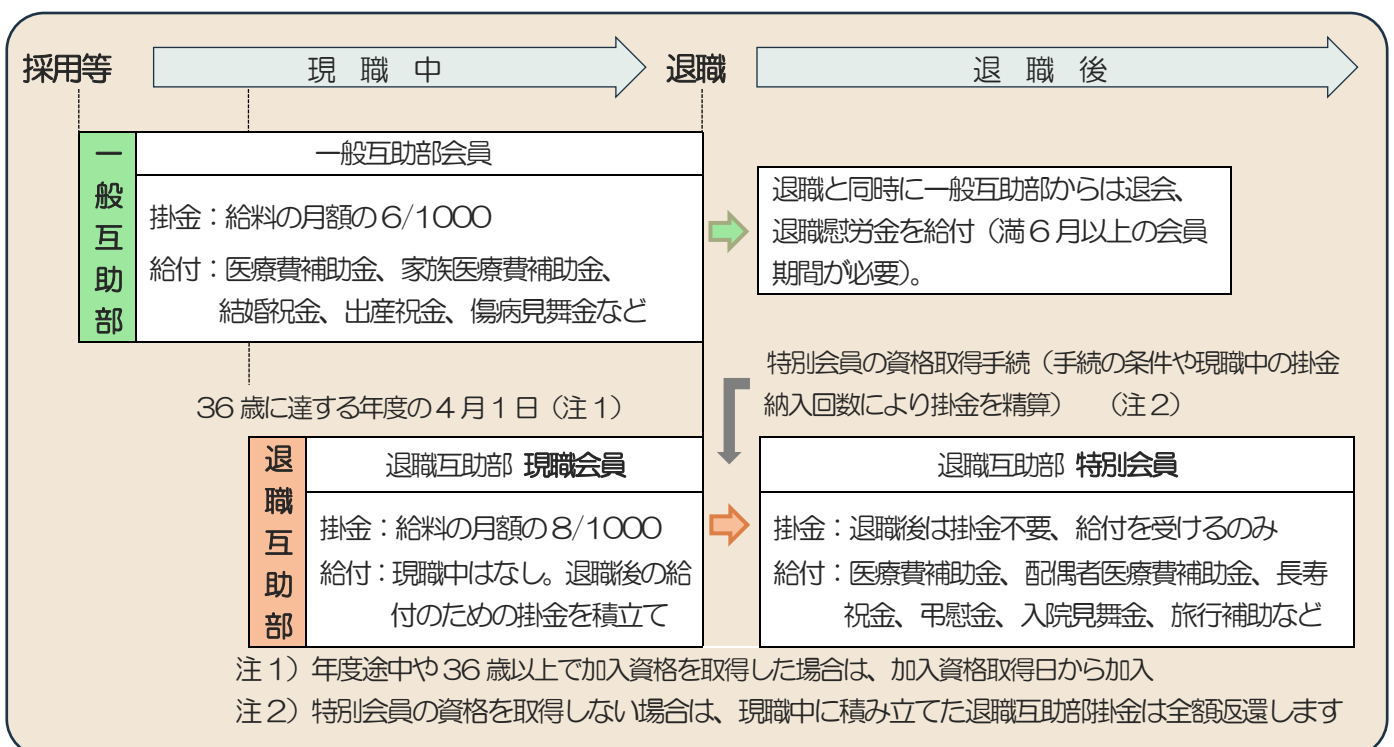
現職会員

- 一般互助部の会員が36歳に達する年度の4月1日に加入し、退職まで掛金を積み立てます。
※退職互助部のみの加入はできません。
※年度途中や36歳以上で加入資格を取得された場合は、加入資格取得日から加入となります。
- 掛金は毎月の給与から控除します。

特別会員

- 現職会員が45歳以上で退職したとき、会員本人は特別会員、その配偶者は届出配偶者の資格を取得し、退職後に様々な給付を受けていただきます。
- 退職後の掛金は一切不要で、退職後は給付を受けていただくのみです。

2. 制度の概略図



3. 加入の機会

- ① 公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したとき
- ② 公立学校共済組合高知支部の組合員で、互助会に加入していない雇用期間に定めのある職員が、雇用期間に定めのない職員（正規の教職員）となったとき

※ ①、②いずれの場合も市町村費職員、再任用職員、特別会員を除きます。

※ 退職互助部のみの加入はできません。

上記以外の加入はできませんので、この機会に是非ご加入ください。

4. 掛金について

一般

互助部

- 掛金率は**給料の月額**の6/1000です。
- 加入された月から、毎月の給与より掛金を控除します。
- 給与から控除できなかった掛金は、互助会から送付する納付書で払い込みいただきます。

退職

互助部

- 掛金率は**給料の月額**の8/1000です。退職後ご夫婦で加入する（特別会員と届出配偶者）ことを前提とした掛金率となっています。
- 36歳になる年度の4月から、毎月の給与より掛金を控除し、300回で完納となります（年度途中や36歳以上で加入された場合は、加入月から控除を開始します）。
- 退職時に単身の方や、届出配偶者の資格を取得しない方には、納入いただいた**掛金の一部をお返しします**（納入回数が少ない場合はこの限りではありません）。
- 45歳未満で退職する場合や、45歳以上で退職して特別会員の資格を取得しない場合は、納入いただいた**掛金の全額をお返しします**。
- 給与から控除できなかった掛金は、互助会から送付する納付書で払い込みいただきます。
- **退職後に年会費や月々の会費は必要ありません。**



一般互助部の給付（令和6年度）※給付要件等は変更になることがあります。

医療費補助金・家族医療費補助金

◀ 会員及び被扶養者（2親等以内）の医療費自己負担額が1件^注につき2,500円を超えたとき、超えた金額から7,500円までの範囲の金額に相当する額を給付します（100円未満は切り捨て）。▶

100 ～ 5,000 円 / 件（注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。）

例）4月の医療費自己負担額

受診日	4月2日	4月10日	4月28日	合計額	2,500円を超えた額から7,500円の範囲
自己負担額	A 病院		3,800円	3,800円	計算式：3,800 - 2,500 = 1,300
	B 歯科	3,500円	5,200円	8,700円	計算式：7,500 - 2,500 = 5,000

☆ 4月分の医療費補助金は、【A病院分 1,300円 + B歯科分 5,000円】 = 6,300円 となります。

結婚祝金

◀ 会員が結婚したとき ▶

20,000 円



銀婚祝金

◀ 会員が婚姻届出から満25年目を迎えたとき ▶

20,000 円

出産祝金

◀ 会員または会員の妻が生児を出産したとき ▶

20,000 円



☞ 出産児の数に応じて給付

入学祝金

◀ 会員の子が小学校に入学したとき ▶

10,000 円



☞ 入学児の数に応じて給付

傷病見舞金

◀ 会員が公務に起因しない病気または負傷により勤務に服することができないとき ▶

400 円 / 日：共済組合の傷病手当金及び同附加金が給付されている期間

90,000 円 / 月：共済組合の傷病手当金及び同附加金の支給期間満了後、勤務に服することができない期間

死亡弔慰金

◀ 会員、その配偶者・子・実父母・養父母・義父母等が死亡したとき ▶

◀ 会員または会員の妻が死産したとき ▶

10,000 ～ 200,000 円

☞ 義父母の場合は支給要件あり

退職慰労金

◀ 会員期間が満6月以上の会員が、退職等により会員資格を喪失したとき ▶

10,000 円

災害見舞金

◀ 会員が水震火災等により住居または家財に損害を受け、共済組合の災害見舞金の支給対象となったとき ▶

10,000 円



人間ドック検診補助

会員が公立学校共済組合高知支部の実施する人間ドックを受診したとき、自己負担額が軽減されます。



リフレッシュ助成事業

心身のリフレッシュを支援するため、旅行券を配布します。

● 40歳の会員：20,000円 ● 50歳の会員：30,000円

☞ 令和6年4月1日に会員資格があり、令和6年1月1日～12月31日の間に40・50歳になる方が対象です。

● その他：海外派遣教職員活動助成事業 50,000円 ◀ 海外の日本人学校等に派遣されるとき ▶

！注意！会員資格を有する期間中に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

会員資格を取得する前や、知事部局や市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象になりません（結婚祝金は会員資格喪失後6ヶ月以内の事由発生は給付対象となります）。

退職互助部の給付（令和6年度） ※給付要件等は変更になることがあります。

医療費補助金・配偶者医療費補助金

≪ 特別会員及び届出配偶者が70歳に達するまでの間、医療費自己負担額に対し下記のとおり補助します ≫

特別会員：医療費自己負担額から1,000円と100円未満の端数を控除し、0.75を乗じた額 / 件^(注)

届出配偶者：医療費自己負担額から2,000円と100円未満の端数を控除し、0.75を乗じた額 / 件^(注)

(注：月ごと、医療機関ごとを1件とします。)

例) 特別会員の4月の医療費自己負担額

受診日		4月2日	4月10日	4月28日	合計額	計算式
自己負担額	A 病院		23,500円		23,500円	$(23,500 - 1,000) \times 0.75 = 16,875$
	B 歯科	3,500円		4,200円	7,700円	$(7,700 - 1,000) \times 0.75 = 5,025$

☆ 4月分の医療費補助金は、【A病院分 16,875円 + B歯科分 5,025円】 = 21,900円 となります。

長寿祝金

≪ 特別会員が下記の年齢に達したとき ≫

満70歳： 10,000円

満77歳： 20,000円

満88歳： 50,000円

満99歳： 100,000円



弔慰金

≪ 特別会員が死亡したとき ≫

退職後1年以内： 70,000円

退職後1年超2年以内： 50,000円

退職後2年超： 20,000円

入院見舞金

≪ 特別会員が入院したとき ≫

対象者：70歳以上の特別会員

70歳未満で障害者手帳の交付を受けている特別会員

対象の入院：同じ医療機関での5日以上連続した入院

給付額：2,000円 / 日（1会計年度で30日が上限）

指定宿泊施設（高知会館） 利用補助

≪ 特別会員または届出配偶者が高知会館に宿泊したとき ≫

1人 1,500円 / 泊

泊数の上限はありません

旅行補助

≪ 特別会員が旅行したとき ≫

対象者：退職後1年以上経過している特別会員

対象の旅行：1回の旅行が1泊2日以上かつ30,000円以上の旅行

給付額：10,000円（請求できるのは3年度ごとに1回）



支部活動への助成

会員の皆さまの親睦を図るため、県内地区ごとに構成された支部で、様々な催物や集いを行っています。

県外在住の会員が対象の事業も行っています。

その他の事業

- 友の便りの発行：県内地区ごとに構成された支部で、友の便りを発行しています。
- サークル活動の助成：特別会員のサークル活動に要する費用の一部を助成します。
- 互助会館：高知会館の一室を借り上げ、サークル活動を通じた親睦と交歓の場として利用いただいています。
- 弔慰事業：県内在住の特別会員または届出配偶者が死亡したとき、各支部より哀悼の意を表します。

